

(口座管理法) 災害時預貯金口座照会利用規定

預金保険機構

1. 適用範囲

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号。以下「口座管理法」という。）ほか関係法令に基づく災害時における預貯金口座に関する情報の提供については、この規定により取り扱います。

2. 災害時預貯金口座情報提供の依頼対象の範囲

- (1) 口座管理法に基づく、災害時における預貯金口座に関する情報の提供の依頼（以下「本提供依頼」という。）の受付においては、依頼を行った者が口座情報の有無についての確認対象として指定した金融機関（以下「確認対象先金融機関」という。）への照会時点で付番（特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が法令等に基づき当該預貯金者の個人番号を利用して管理することをいう。）が完了している預貯金口座を対象とします。
- (2) 口座の種類は、普通・当座等の預貯金を対象とします。なお、譲渡性預貯金、仕組預貯金、外貨預貯金等は原則対象外となり、その他の定期預貯金等は確認対象先金融機関の判断により対象とする場合があります。
- (3) 預貯金口座に関する情報は、「金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号、預貯金者名」を対象とします。なお、当該預貯金口座の残高は対象外です。

3. 災害時預貯金口座情報提供の依頼者の範囲

本提供依頼は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に、当該災害が発生した日において居住していた預貯金者、又は当該預貯金者の代理人等（以下「依頼者等」という。）に限って行うことができるものとします。

4. 災害時預貯金口座情報提供の依頼の受付

本提供依頼は、災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域における同条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して行政庁が定める日までの間、預金保険機構（以下「機構」という。）が業務を委託した金融機関（以下「委託先金融機関」という。）の窓口営業時間内に受け付けます。

5. 災害時預貯金口座情報提供の依頼の成立と提供業務の履行の完了

- (1) 委託先金融機関が依頼者等からの本提供依頼を承諾した時に依頼が成立したこととします。本提供依頼の成立後の依頼の取り止め、依頼内容の変更はできません。
- (2) 確認対象先金融機関から本提供依頼に基づく通知を受けた照会結果について、委託先金融機関の店頭にて依頼者等に通知（第6条第2項に基づく通知を含む）した時点で災害時預貯金口座情報提供業務の履行が完了したこととします。

6. 照会結果の通知

- (1) 本提供依頼に基づく確認対象先金融機関から通知を受けた照会結果について、委託先金融機関の店頭にて、原則として、当日中に口頭で通知します。
- (2) 委託先金融機関から確認対象先金融機関への通知を行った日の翌営業日までに当該金融機関から回答がなかった場合にも、当該金融機関が預貯金口座を管理していない旨を通知します。
- (3) 照会結果は、情報提供依頼の受付時の内容及び確認対象先金融機関からの回答に基づくものであり、個人番号による管理が行われている預貯金口座の情報のみとなります。
- (4) 照会結果は、依頼者の口座の有無及び内容を証明するものではありません。

7. 口座照会内容の照会等

- (1) 委託先金融機関が機構に通知した本提供依頼の内容について、機構、委託先金融機関又は確認対象先金融機関から依頼者等あて照会する必要がある場合には、災害時預貯金口座情報提供業務の履行の完了前後を問わず、依頼者等あて照会を行うことがあります。
- (2) すみやかに回答しなかった場合又は不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。

8. 免責事項

- (1) 次の各号の事由による本提供業務の履行不能、処理遅延等があっても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。ただし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関に故意又は過失がある場合を除きます（本項から第4項まで同じ。）。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ② 機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関が利用するコンピュータ・システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- (2) 本提供依頼の内容に不備があったとしても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (3) 本提供依頼の結果に関連して、依頼者等と第三者の間で紛争が生じた場合、依頼者等が自己の責任で当該紛争を解決するものとし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (4) 本提供依頼に関連して、依頼者等に費用負担が生じたとしても、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は負担しません。

9. 個人情報の取扱い

機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は、本提供依頼に際し取得した依頼者等

の個人情報（特定個人情報を含む。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に従って管理します。

10. 合意管轄

本規定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

11. 規定の変更

- (1) 機構は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定により本規定の変更をすることができるものとします。
- (2) 変更する場合、機構は、委託先金融機関の受付時における通知その他の適切な方法により周知することとします。

以上